

第1回認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会議事要旨

日 時：平成18年1月19日（木） 15時～17時

場 所：中央合同庁舎第2号館 5階第4特別会議室

出席者：（順不同、敬称略）

委員 長：室崎 益輝	独立行政法人消防研究所理事長
副委員 長：野村 歡	日本大学理工学部建築学科教授
委 員：川尻 良夫	厚生労働省老健局計画課長
佐々木勝則	特定非営利活動法人全国認知症グループホーム協会 常任理事

佐竹 哲男 東京消防庁予防部長

次郎丸誠男 危険物保安技術協会理事長（元消防研究所所長）

寺村 映 総務省消防庁予防課長

長谷川彰一 総務省消防庁消防・救急課長

兵藤美代子 主婦連合会会長

宮本 英機 千葉市消防局予防部長

山下 純治 長崎県県央地域広域市町村圏組合消防本部次長

山田 常圭 独立行政法人消防研究所プロジェクト研究部長

オブザーバー：磯部 孝之 国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室防災企画係長

- 議 題：1. 認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」火災の概要について
2. 認知症高齢者グループホーム等の実態について
3. 認知症高齢者グループホーム等の防火安全上の課題について
4. 今後のスケジュール

（次長あいさつ）

本検討会では、自力避難が困難な人が多い認知症高齢者等が入所する施設における防火安全対策のあり方について検討し、本検討会の検討結果を踏まえ、必要な制度改正を行っていく。

（委員長あいさつ）

一つの個別施設のことではなく、非常に大きな問題を含んでおり、しかるべき対策が必要である。こうした施設では、自力避難困難者が多く、夜間の避難誘導も難しい環境におかれている。弱点を対策で克服していかなくてはならない。

議 事

- 1 認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」火災の概要について

（委員意見）

- ・火災時の職員の対応状況及び入所者の状況も含め調査してほしい。

(事務局)

- ・その点も含め調査を行う。

2 認知症高齢者グループホーム等の実態について

(委員意見)

- ・グループホームは小規模なものが大半で、消防法規がかからないものがある。
- ・グループホームによって、用途の判定が5項口又は6項口になる理由は。
- ・グループホームが5項口又は6項口に該当させるのがいいのか、新たに枠組みを作るのがいいのかが大きなポイントである。
- ・入居者は経年するに従い重症度が増していきだろうが、この点をどう解決するのか。
- ・今回の火災は高齢者のグループホームであったが、障害者のグループホーム等もあり、それらも念頭に考えなくてはならない。

(事務局)

- ・グループホームの用途判定としては、6項口は、主として避難困難性が高く、福祉の観点も強いものである。5項口は、共同住宅としての観点が強いものである。
- ・施設規模は小さく、せいぜい1・2階建てである。入所者は30人未満で、消防用設備も誘導灯と消火器具がほとんどだが、中には自主的に簡易スプリンクラーや自動火災報知設備を付けているところもある。
- ・今後、用途を整理して、小規模なものをどう法体系に入れるかを十分議論する。

3 認知症高齢者グループホーム等の防火安全上の課題について

(委員意見)

- ・認知症高齢者グループホームは、自力避難困難者が多く、防火管理と避難関係について、しっかり義務化できないか。
- ・自力避難困難者の定義があいまいではないか。
- ・グループホームにはいろいろな形態があり、それぞれの設置形態や地域に置かれている建物の状況を踏まえながら、防火だけでなく災害対策も含め、地域の中でどのように防火訓練等をしていくかを考える必要がある。
- ・グループホームでは、介護について思い入れを持っていても、防火安全は施設の方が考えることという整理が基本的にされているようである。訓練をしているところでも防火意識も含めてはなされていないところもある。
- ・ワムネットの第三者評価情報に防火に対する評価が一切なく、評価にこれらの項目を入れてほしい。
- ・収容人員に関係なく、指導によってでも防火管理を行わせることを考えてほしい。
- ・グループホームは半数が営利法人であり、誘導的な手法より、合理的な規制をかけた方がうまく普及するのでは。

4 今後のスケジュール

- ・3月中に検討結果を出す。